

見逃さないで
子どものサインなくそう！
児童虐待

子どもへの虐待に関する相談対応件数は、依然として増加傾向にあります。報道等でご存じのように、尊い幼い命が奪われるなどの痛ましい事件も発生しています。このため、児童虐待は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

虐待の種類としては、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）等に分類され、身体的虐待およびネグレクトがその大半を占めている状況です。

多久市の身近な所でも程度の差はあれ、児童虐待が発生しています。平成10年度からの記録をみると、疑わしいものも含めてこれまで62世帯、114人の確認を行っているところですが、身体的虐待は、保護者も「し

平成23年度

児童虐待防止標語

守るのは
気づいたあなたの
その勇氣



オレンジリボンには、児童虐待を防止するというメッセージが込められています。

私たち一人ひとりがこの問題の理解を深め、発生の予防や早期発見に努め、みんなの力で子どもたちを守りましょう。

みんなの力で子どもたちを守ります

♡おやつ？と思ったらまず通報を！

■佐賀県中央児童相談所へ相談・通報 ☎26-1212

■多久市役所への相談・通報

・相談：健康増進課 健康増進係 ☎75-3355

・通報：福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

※夜間は多久市役所（代表）☎75-2111 まで

■小城警察署への連絡 ☎73-2281



♡在宅の子どもや親への支援と予防

- 関係機関の実務者検討会の開催
- 保健・福祉サービスの利用や助言
- 関係機関による子どもと親への支援



♡子どもの自立・家庭機能の回復

大きな社会問題となっている児童虐待は、多久市でも発生しています。

このため、多くの方に児童虐待に関心を持っていただき、児童虐待予防・防止そして早期発見ができる相談・通報体制を整えています。



■問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎75-6118 健康増進課 健康増進係 ☎75-3355

借金問題・過払い金返還請求の



ご相談は 磨へ。

日曜相談会開催中！

(まる) 司法書士法人
磨法務事務所
Mare

〒840-0816 佐賀県佐賀市駅前本町1-23
TEL:0952-29-0415 代表司法書士 橋本 剛典
佐賀県司法書士会所属 認定番号第130016号
※司法書士法第3条第1項の範囲内に限ります

通話無料 0120-006-215

登記
手続
債務
整理



ゼロをまわしてマロに行こう！

広告